

会報 No421 令和7年(2025年)11月1日(土) 発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-aoiro-forum.com



ネモフィラ
「めぐろ青色申告会の花」

青色申告端緒の地

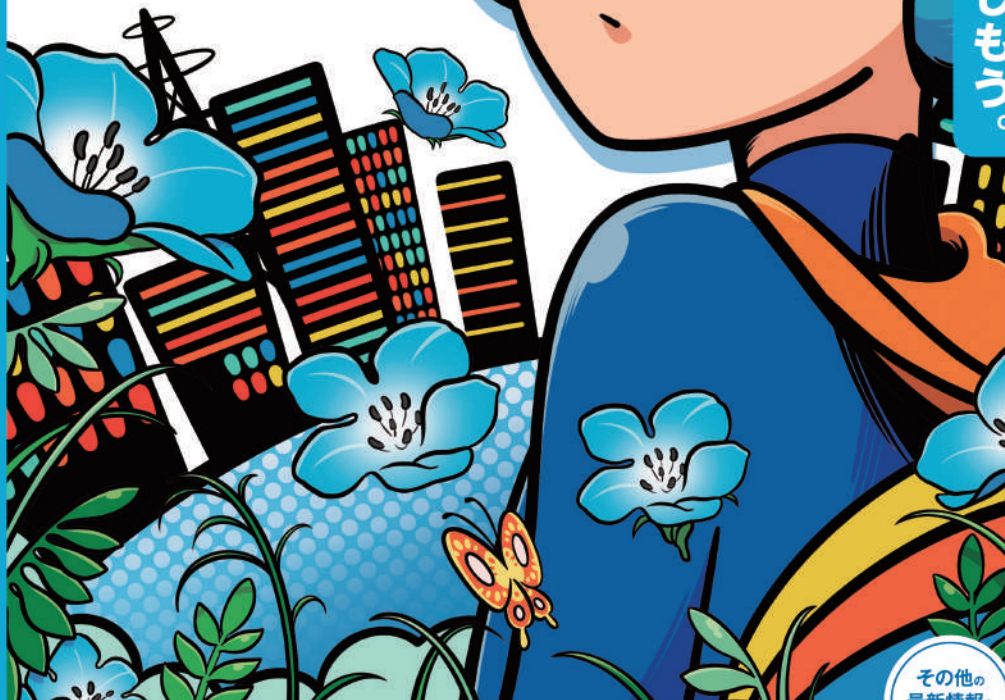
おかげさまで75周年を迎えました「これまでも、これからも。地域とともに歩む、信頼の75年」



変化をチャンスに!!

創立75周年という節目を迎えた今、
これからも時流にあわせて、
もっと自由に、もっと自分らしく。

この先も、変わることを楽しもう。



～お友達、お知り合いをご紹介ください～

75周年入会者特別特典

会計ソフト利用希望者:

「ジョブカンDesktop」R8年度利用料 **3,000円無料**

「ツカエル青色申告オンライン」R8年度利用料 通常料金 **9,240円無料** (初年度4,620円)

その他の
最新情報も
チェック!



ホームページ

令和7年度 青色申告普及・会員増強運動
紹介キャンペーン実施中

青色申告制度施行・会創立75周年 令和7年度 青色申告普及・会員増強運動

これまでも、これからも。地域とともに歩む、信頼の75年

令和7年度 青色申告普及・会員増強運動
出陣式 を開催しました

9月26日(金)、目黒青色申告会館2階会議室にて、本財団の評議員、理事、監事、支部長、女性部長、目黒税務署幹部の方々を含む31名が参加しました。

橋本理事長の挨拶に続き、目黒税務署長から挨拶をいただき、石橋組織拡充・広報委員長から会員増強運動の「宣言」が発表されました。第二部の懇談会では、各支部長および地区担当者が意気込みを語り、新倉副理事長のリードのもと、『青色申告制度施行・会創立75周年 会員増強キャンペーン 支部目標人10名達成がんばるぞー!』と声を合わせ、今年度の会員増強運動に向けた強い決意を新たにしました。

青色申告普及・会員増強運動

出陣式



一般財団法人 めぐろ青色申告会



【理事たちによる氣勢の様子】

【理事長挨拶】



橋本 良子 理事長

本日は、一般財団法人めぐろ青色申告会 青色申告普及・会員増強運動出陣式に公務ご多忙の中、ご臨席賜りました、目黒税務署長 藤山直樹様をはじめ、幹部の皆様、そして、本財団の役員の皆様にご出席を頂き、御礼申し上げます。

また、役員の皆様には、会報の配布や非会員へのチラシポスティングなど、日頃の地道な活動にご尽力いただき、本当にありがとうございます。

さて、今年も青色申告会の会員増強運動が始まります。

会員を一人獲得することの難しさは、すでにご経験のある役員の皆様なら十分ご承知のことと思います。

今年は新しく支部長に就任された方もいらっしゃいますので、少しアドバイスをさせていただきますと思います。

この数年で思うことは、単に会員数を増やすことだけではなく、ひとりひとりの事業主が抱える悩みを解決し、共に歩んでいく力強いネットワークを築くことが大きな目的ではないかということです。

まずは、自分の周りにアンテナを張って見ましょう。高齢だから記帳、決算が面倒、デジタルに弱いなど、事業経営に悩んでいる。その声は会を必要としているはずですよ。

ただ「会員になってください」と声をかけるのではなく、「困っている方を支援したい」「正しい申告をサポートしたい」という思いを行動に変えていきたいと思います。

こうした活動に加え、会員同士の交流を通じて売上貢献の一助となる「あおいろ匠倶楽部」も動き始めています。この新たな取り組みも、会の大きな魅力、強みになっていくはずです。

少しでも多くの方々にめぐろ会の活動を知っていただき、仲間が増えるよう、声掛けをお願いいたします。

さらに、今年は、青色申告制度施行、会創立75周年という節目を迎えました。これまでの75年間、地域の皆様と共に歩んできた歴史が、私たちにとって何よりの誇りです。

これからもその歩みを止めることなく、より多くの事業主の皆様に取り添い、この先もその歴史を積み重ねていくよう、みなさんの力をお貸しください。

また、来年4月には会費改定もあります。この改定は、会員サービスのさらなる充実を目指すための第一歩でもあります。

会員の皆様が「この会に入っ てよかった」と心から思えるような、地域社会と共に歩み続けるめぐろ会を、役員と職員一丸となって、共に創り上げていきたいと思います。

声掛けが難しい方、周りに新しく事業を始められた方がいらっしゃいましたら、ぜひ遠慮なく事務局までご連絡ください。

最後に、皆様の日頃のご協力に心より感謝申し上げます。挨拶とさせていただきます。

【目黒税務署長挨拶(要旨)】



藤山 直樹 署長

本日は、役員の皆さまに話ができる貴重な機会を頂いておりますので、「事業者のデジタル化」につきまして、少し申し上げたいと思います。

近年、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大する中、国税当局では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」をさらに進めていくため、「納税者の利便性向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、「事業者のデジタル化促進」を三つの柱として取り組んでいくこととしております。

めぐろ青色申告会の皆さまには、従前より会員によるICT申告の利用促進や、協議派遣の税理士によるe-Tax代理送信などに積極的に取り組んでいただいております。

す。

引き続き、ICT申告の利用促進にご協力いただくほか、消費税のインボイス登録を契機に、新たに消費税の課税事業者となった方のうち2割特例を適用した事業者につきましては、記帳や帳簿等の保存を定着させていくことが非常に重要であり、そのためには青色申告会との緊密な連携が必要不可欠だと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、ICTと申し上げますと、本年度は貴会提案による高校生・大学生等を対象とした「税に関する動画グランプリ」が新たに開催されました。先日、応募が締め切りとなり、審査が行われていると聞いておりますので、どのような作品が応募され、表彰されるのか、私としても非常に楽しみにしております。

結びに当たりまして、一般財団法人めぐろ青色申告会の益々のご発展と、会員の皆さま、ご出席の皆さまのご健勝と事業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【組織拡充・
広報委員長宣言】石橋組織拡充・
広報委員長

宣 言

以下の項目を役員、職員が共通認識として会員増強運動に取り組むことを宣言いたします。

一、私達は、「青色申告端緒の地の歴史と誇りを胸に」活動をしていきます。

一、青色申告会の永遠の課題である「会員増強運動」は、会に課せられた「青色の使命」です。会創立75年の信頼をもとに地域とともに歩んで参ります。

一、社会に必要とされる「会」と「人」づくり、そして「仲間づくり」を推進します。

令和7年9月26日

一般財団法人 めぐろ青色申告会
組織拡充・広報委員長 石橋 仁之

令和7年度
青色申告普及・会員増強運動
実施要領

【期 間】

10月1日(水)～12月3日(水)

*入会申込書を郵送する場合3日必着

【目 標】

各支部…正会員10名

全体目標…170名

【特 典】

①入会金…2,000円免除

②会 費…入会月から

令和7年12月分免除

③会計ソフト利用希望者…

「ジョブカン Desktop」

令和8年度利用料3,000円無料

「ツカエル青色申告オンライン」

令和8年度利用料通常料金9,240円無料

(初年度4,620円)



④本財団の会報やホームページに
事業所紹介(希望者のみ)

★紹介者

本財団の会報やホームページに
事業所紹介(希望者のみ)



【令和6年11月号掲載例】

皆さまの声が必要です 青色会だけが実施している固定資産税陳情運動にご協力をお願いします！

固定資産税と都市計画税の軽減！

青色申告会の税制改正要望運動！

青色申告会だけが、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動要望を行っています。

本財団でも毎年、会員都議会議員へ陳情・請願を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまう。私たちの声を東京都議会に届けるため、地元の都議会議員の方々に「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指しましょう。

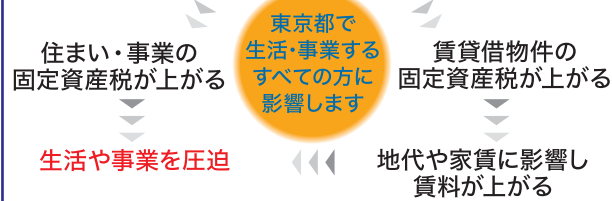
あなたの声が、大きな声、大きな力となります。

今年も会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

固定資産税等の軽減措置の継続により

令和7年度は**712億円**の税負担が軽減！

軽減措置がなくなると…



【税制改正要望運動の成果】

要望事項が実現したことにより、青色申告会会員だけでなく、都民の税負担が軽減されました。この負担軽減の効果は、土地を所有している方だけでなく、土地や建物を借りている方々にも、地代や家賃などに反映されています。

一人ひとりの声が、青色申告会の会員だけでなく、多くの都民の方々の負担軽減に、大きな成果となって返ってきています。

私たち、青色申告会員1人ひとりの声を、都議会議員に届けましょう!!

【令和8年度要望事項】

- ① 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること
- ② 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること
- ③ 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる

会員だけでなく、家族や知人に紹介ください！



【11月25日締切】

※「ネット方式」の陳情運動となります。左の二次元コードを読み取ってご参加ください。

入力方法等ご不明な点がございましたら申告会までお問い合わせ下さい。

※皆様からの声は、青色申告会から都議会議員の先生方に「陳情書」としてお届けします。



山口せいや都議
(都民ファーストの会)



青木英太都議
(自由民主党)

目黒税務署 着任のご挨拶(続)

前号の会報では、着任のご挨拶をお届けいたしました。今号では、皆さまのプロフィールをご紹介します。

目黒税務署長 藤山直樹氏

出身地…東京都東村山市

前勤務署、前担当部署、前役職…税務大学校 研究部 総括担当主任教授

趣味…城巡り、神社仏閣巡り

血液型…A型

応援するスポーツ、スポーツ選手など…ゴルフ、松山英樹選手

モットー…自然体(何事にも力まずに物事に臨む態度)

出身地…長野県長野市

前勤務署、前担当部署、前役職…関東信越国税局 課税第一部 個人課税課 課長補佐

趣味…子育て(中2、小6、小2の父)

血液型…B型

応援するスポーツ、スポーツ選手など…大谷翔平選手

モットー…早め、早め

目黒税務署 着任のご挨拶(続)

個人課税第一部門 記帳指導推進官 平岡健太氏

出身地…大阪府堺市

前勤務署、前担当部署、前役職…本郷税務署 個人課税第一部門 総括上席調査官

趣味…スポーツ観戦

血液型…A型

応援するスポーツ、スポーツ選手など…高校野球、箱根駅伝

モットー…あいさつと感謝

会員のための無料相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

土曜の

特別サポート日

(9時～11時15分)

11月15日

11月29日

12月6日

12月20日

*10時受付終了

*変更となる場合はホームページで

お知らせします

【無料法律相談】

(完全予約制)

東京弁護士会所属の顧問弁護士

が対応します。

めぐろ青色申告会へご相談ください。

■1人1時間以内

午後1時30分

または、午後3時

■相談日

11月20日(木)

12月18日(木)

相談日は、変更になる場合がございます。

事前に最新の情報を確認ください。

祝

令和7年度

受彰者の皆さま おめでとうございます！

令和7年春の叙勲にて
本財団 山口久幸理事が
「瑞宝単光章」を受章！

山口久幸 理事

2025年春の叙勲受章者が発表され、本財団理事 山口久幸氏が、「瑞宝単光章（社会福祉功労）」を受章されました。

山口理事は、長年にわたり民生委員・児童委員として地域福祉の向上に尽力され、特に地域のこどもたちや高齢者の皆さまの支援に大きく貢献されてきました。そうした永年のご活動とご功績が高く評価されたものであり、心よりお祝い申し上げます。

※瑞宝単光章とは、日本の勲章の一つで、長年にわたり国や公共に対して功績を残した方々に、その功労をたたえて授与されるものです。

東京都主税局長表彰

鈴木 隆夫様

(本財団 前副理事長・第8副支部長・目黒本町5丁目)

多年にわたり納税協力団体の活動を通じて、税務行政の推進に協力し、すぐれた業績をあげた事が評価され今回の受彰となりました。

目黒都税事務所長感謝状

藤森 義仁様

(本財団 理事・事務局長)

11月27日(木)に、目黒区役所特別会議室において税務功労者東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が行われます。

目黒税務署長表彰

目黒税務署長感謝状

11月10日(月) 目黒区総合庁舎大会議室にて納税表彰式が

開催されます。

団体の活動を通じて、納税道義の高揚。税務行政の円滑な運営に功績のあった方々や団体が表彰され、本財団からは、目黒税務署長表彰3名、目黒税務署長感謝状3名が受彰されます。(順不同)

【目黒税務署長表彰】

北岡 俊保様

(本財団 副理事長)

第5支部・中町1丁目

湯浅 清一様

(本財団 監事)

第9支部・碑文谷6丁目

眞嶋 のり子様

(第13支部班長・緑が丘1丁目)

【目黒税務署長感謝状】

古川 眞理様

(本財団 監事・第13支部・自由が丘1丁目)

藤重 京子様

(第11支部班長・東が丘1丁目)

岩井 富士江様

(第2支部班長・東山1丁目)

年末調整 ご準備ください

★本財団での年末調整サポートは完全予約制です
★日程12月9日(火)～12月25日(木)従業員・パート・専従者の年末調整時期がやってきます。
下記書類を取り揃えていただくよう、ご案内をお願いいたします。

専従者・従業員・パートの皆さんへ揃えていただく書類

1. 「令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
2. 「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
3. 「令和7年分 給与所得者の保険料控除証明書」
4. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除がある方
 - ① 給与所得者の住宅借入金特別控除申告書
 - ② 借入をした金融機関等の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
5. 中途入社(令和7年1月1日以降)で前職がある場合は前職の源泉徴収票

Point

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等により、12月以後の年末調整の手続きが従来と異なります。(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

<令和7年分の年末調整における留意事項>

- ・従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください)。
- ・特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ・改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

ご予約はお早めに!

★申込方法等、持ち物リストなど
詳しい内容は同封のチラシを
ご覧ください。

【国税庁HP】

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(源泉所得税関係)【国税庁】給与支払者向け所得税の
基礎控除の見直し等に関するコールセンター
0570-02-4562(ナビダイヤル)
<受付時間>9:00-17:00
(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)



税理士
村上 明雄 先生

エレベーターなし
3階会議室

相談場所…めくろ青色申告会

3時20分～4時20分

2時10分～3時10分

午後1時～2時

1月27日(火)

1月20日(火)

1月13日(火)

1月相談日

【相談日…毎週火曜日】

でもご予約いただけます。

会員の皆さまなら、どなた

の相談が大切です。

多く、早めの準備や専門家へ

の相談が大切です。

相談がスタートします。

相続税の問題は、予期せぬ

タイミングで発生すること

多くなり、早めの準備や専門家へ

の相談が大切です。

士・村上明雄先生による個別

相談がスタートします。

「相続税個別サポート」が、令

和8年1月より、期間に関わ

らずにご相談いただけるよう

になります。本財団の顧問税

理士・村上明雄先生による個別

相談がスタートします。

「相続税個別サポート」が、令

和8年1月より、期間に関わ

らずにご相談いただけるよう

になります。本財団の顧問税

理士・村上明雄先生による個別

相談がスタートします。

記帳は 順調ですか？

帳簿をきちんとつけていないと、青色申告の適用が受けられないこともあります。

「記帳に自信がない…」「やり方が合っているか不安…」という方は、

記帳サポート(予約制)の受講をおすすめします。

☑ こんな方は、事前のご相談を！

☑ 令和7年に開業した

☑ はじめて青色申告をする

☑ 消費税課税事業者になった

☑ 建物を新築・購入した

☑ 車を購入・買換えたなど

※減価償却が必要か？経費にできるか？など判断が必要な場合もあります。まずはお問い合わせください。

<決算・個人サポートをご希望の方へ>

決算・個人サポートをスムーズに受けていただくために、
以下の点にご協力をお願いします。

❌ 土地・建物の売却サポートは行っていない。

譲渡・交換・買い替えがあった方は、税務署などで
「譲渡所得の内訳書」を作成してきてください。

📁 帳簿が未完成、書類に不備等があると、決算サポートをお断りすることがあります。

！ 消費税の相談は、決算期間外に！(消費税決算・個人サポート以外)

決算サポートの期間中は、消費税に関するご相談は対応していません。

消費税の計算や記帳方法が分からない場合は、早めに記帳サポートをご利用ください。

早めの準備＝スムーズな
確定申告につながります



「税に関する動画グランプリ」 応募・審査結果&表彰式の お知らせ

第1回青色申告会「税に関する動画グランプリ」
が開催され、9月17日の締め切りまでに、高校生を
はじめ、大学生・専門学校生などから合計44件の
応募がありました！

厳選なる審査の結果

・高校生部門、大学・専門学生部門それぞれの
グランプリ・準グランプリ

・東京国税局長賞

・東京都主税局長賞 が決定しました！

表彰式は、2025年11月7日(金)

東京青色申告会館(市ヶ谷)にて行われます。

多くの若者たちが税に関心を持ち、創造力豊かに表
現してくれたことに感動しました。



<損害保険研修会> 参加者24名、研修会後、個別相談実施

9月1日(月) 提携業者の損害保険特級代理店である

(株)白門保険事務所の代表取締役 梅澤亮太氏を講師に

迎え、「家主として知っておきたい保険の知識」として火災保険
の研修会を開催しました。

研修会 報告

<空室対策・お任せ賃貸経営セミナー>

参加者9名、研修会後、個別相談実施

9月9日(火) 講師はパナソニックホームズ不動産(株)東部開発
センター 太田裕士氏。賃貸管理のポイントや最新情報などを
教えていただきました。

研修会 ご案内

<消費税研修会>

～今さら聞けない消費税の基礎～

日時：11月12日(水) 9:30～11:30

11月18日(火) 18:00～20:00

11月27日(木) 18:00～20:00

各回：先着80名

※詳しくは、10月配布のチラシまたは
ホームページをご覧ください。



※会場はすべて、目黒青色申告会館2階会議室です。

【特別会費 改定内容(すべて税込)】

項 目	改 定 前	改 定 後
1. 特別会費 (所得税)	4,400円	5,500円
2. 清書代	1,100円	特別会費に含む
3. e-Tax送付料	550円	特別会費に含む
4. 特別会費 (消費税)	4,400円	簡易: 4,400円 2 割: 4,400円 本則: 8,800円
5. 株式譲渡 (特定口座)	0円	年間取引報告書件数 × 1,100円
6. 相続等に係る生命保険 契約等に基づく年金	0円	初年度のみ 2,200円
7. 外国税額控除	0円	3,300円
8. 早割制度	500円	廃止
9. 役員割引	特別会費 半額	特別会費 免除

※以下の項目については金額の変更はございません

- ・特別会費 (給与・年金のみ)
- ・決算書追加料金
- ・新築・住宅借入金控除
- ・平均課税 など



令和8年(2026年) 1月22日(木)より、決算・個人サポートの「特別会費」および「別途特別会費」を左記の通り改定させていただきます。

近年、会計ソフトや機器類の価格上昇、人件費の高騰などにより、事務コストが増加しております。また、株式や外国税額控除など、決算内容の複雑化により、従来よりも多くの時間と費用を要する状況となっております。

こうした状況を踏まえ、誠に恐縮ではございますが、会

費を改定させていただきますこととなりました。

複数項目に変更がございますので、改定内容を必ずご確認くださいませますようお願い申し上げます。

今後、より良いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【今後の特別会費改定予定】

令和8年(2026年) 4月1日(水)より、通常期(4月～12月)のサポートにかかる

【決算・個人サポート 特別会費改定のお知らせ】

る特別会費についても、以下の通り改定を予定しております。

1. 通常サポートの特別会費 (※決算個人サポートを除く)
- ・新規入会者/ジョブカン会計の新規利用者
- 入会・ジョブカン会計利用から1年経過後、記帳サポート4回目より、1回につき2,200円(税込)のサポート料が発生します。
- ※源泉徴収・年末調整のサポートは除く。ただし、サポート期間外の源泉徴収票作成は1回分としてカウントします。
- ・既会員/既にジョブカン会計をご利用の方
- その年の記帳サポート4回目より、1回ごとに2,200円(税込)のサポート料が発生します。
2. 決算個人サポート前(1月)の記帳サポートについて
- 年間サポート回数に関係なく、1回あたり2,200円(税込)の特別会費をいただきます。
- ※ただし、入会1年目・ジョブカン会計利用1年目の方は除きます。
3. 各種サポート予約の当日キャンセル料の検討
4. 新築に関する特別会費
- 減価償却費の基礎となる取得価格を決定する重要なサポートです。契約書や見積書の形式はハウスメーカーや建築請負会社によって異なり、物件内容もさまざまです。対応には高度な簿記・税務知識と経験が必要となります。

そのため、「請負契約」「売買契約」「居住割合」などに応じたポイント制を導入し、初回サポート時にポイント数を設定。1ポイント5,500円(税込)で特別会費をいただきます。

※詳細は別途ご案内いたします。

<サービス提供終了のお知らせ>

- ・ホテル雅叙園東京
9月30日をもって「目黒雅叙園」社との契約終了に伴い、館内レストラン7店舗での飲食代10%割引特典を終了しました。ご利用いただいた皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。
- ・ファストドクター
9月20日をもって契約終了により、「夜間・休日の救急往診の交通費無料」特典を終了しました。特典終了後も個別にサービスをご利用いただけます。詳細は公式サイトをご確認ください。

事業報告

(R7.9.1～R7.9.30)

◎入退会者数	入会: 12名	退会: 46名
◎あおいろ葬儀システム		1件
◎青色共済		
入院見舞金	8件	124,750円
弔慰金	1件	1,000,000円
傘寿祝金	1件	100,000円
◎東京青色傷害保険	8件	568,800円 (7月実績)
◎小規模企業共済	廃業請求 1件	
	死亡請求 2件	任意解約 1件
◎来局者数		
記帳サポート関連		180名
共済・保険関連		17名
旅行関連(紀州鉄道・フジプレミアムリゾート)		1名
その他(物品購入・他団体)		33名

【次回予告】

12月はオリジナルカレンダーと
決算予約申込書をお届けいたします。
お見逃しなく!

口座振替ごよみ

- 11/6(木)
簡易保険・月払
青色共済年金
経理事務代行料(A)*
- 11/18(火)
小規模企業共済
- 11/25(火)
会費(B)*
- 11/27(木)
アフラックがん保険
※記帳について
(A) (所得税) 経費計上可
(消費税) 課税
(B) (所得税) 経費計上可
(消費税) 不課税

納税ごよみ

- 11/11(火)～11/17(月)
税を考える週間
- 11/17(月)
・所得税の予定納税額の減額
申請期限【国税】

あたらしい な か ま New Member 紹介

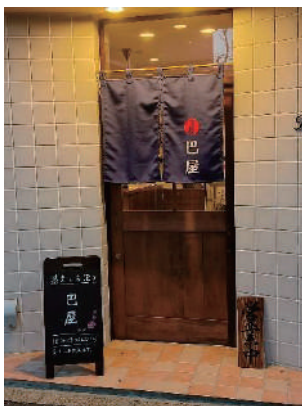
～Vol.7～
H30 (2018年) 1月掲載開始

令和 6 年(2024 年)入会キャンペーン期間中 ★ご入会時希望者掲載(順不同)

令和 6 年の入会キャンペーン中に入会、事業所紹介の掲載を希望された
“あたらしい なかま”をご紹介します。

①事業内容 ②所在地・アクセス ③TEL・HP ④定休日、営業時間

目黒川を越えて山手通りにあるお蕎麦屋さん
巴屋 (ともえや)



- ①日本そば店
- ②目黒区目黒 2-14-13
東急バス
田道小学校入口下車
徒歩 30 秒
- ③070-5595-7664
<https://www.instagram.com/soba.tomoeya/>
- ④定休日:水曜日
営業時間:16:00～23:45



中目黒八幡神社の湧水で
打ったそばと汁
美味しいお酒あります！

同期間にご入会の方で、事業所紹介の掲載を
ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

雨宮行政書士 法務経営事務所



街の身近な法律家
真摯にお話をお伺いします

- ①行政書士事務所
- ②目黒区五本木 1-27-1
祐天寺駅より徒歩 3 分
- ③03-3794-3656
e-mail :
gyosei.amemiya.t@gmail.com
- ④不定休



株式会社 TERASS

売買も賃貸も、
あなたに寄り添う不動産エージェント

- ①不動産の売買、投資、賃貸を
幅広く仲介。安心と信頼のサ
ポートをお届けします。
- ②港区虎ノ門 2-2-1 住友不
動産虎ノ門タワー13 階
日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅、
銀座線 虎ノ門駅から
徒歩 3～5 分
- ③090-4370-2929
<https://terass.com/>
- ④定休日:水・日
※お急ぎの場合は、事前のご相
談ください

★契約業務は虎ノ門オフィス、普
段は祐天寺でテレワークし、打合
せの場所や内見も柔軟かつ迅速に
ご案内が可能です。



坂井 佐和子
Sawako Sakai

宅建 建物取引士
中国語・韓国語・英語 対応可

sawako.sakai@terass.com
090-4370-2929

株式会社TERASS
105-0001
東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー13階
tel: 03-6773-7621 fax: 03-6369-3864
<https://terass.com>





地域密着！不動産のプロに任せて安心！

Alt 株式会社 Alternative Tokyo オルタナティブ東京

- ①不動産業 ②目黒区青葉台 4-7-7-702
京王井の頭線 神泉駅より徒歩 7 分、田園都市線
池尻大橋駅より徒歩 9 分 ③03-6770-7400

<https://www.alternative-tokyo-re.com/>

- ④定休日:水・日
営業時間:
9:00～18:00

不動産のプロに
まかせて安心

＼地域密着／

売買

相続

土地活用

03-6770-7400

代表取締役 長谷川 一
宅建 不動産鑑定士/信託業務主任者
賃貸不動産経営実務士/宅建 経営実務士
公認不動産コンサルティングマスター
元 株式会社 ALT 代表者

目黒区青葉台 4丁目 7-702
東京都庁第 1 区 第 107048 号
〒158-8501 m.hasegawa@alternative-tokyo.co.jp



コネクト労務管理事務所

- ①社会保険労務士事務所
- ②港区麻布十番 2-19-10 JY AZABU 201 号
都営大江戸線・南北線 麻布十番駅より徒歩 3 分
- ③03-6820-0628 ④定休日:土・日・祝日
営業時間:9:30～17:30

外国人の労務管理を得意としています
多様性のある社会に向けて、
職場の制度や環境作りをサポートします

